日本福祉大学大学院学則

第1章 総則

(大学院の目的)

第1条 本大学院は、学部における広い教養並びに専門的教育の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、さらに進んで研究指導能力を養い、もって人類の文化と福祉の増進に貢献することを目的とする。

(自己評価等)

- 第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。
- 2 前項の点検、評価に関することは、別に定める。

(課程と専攻の目的)

- 第3条 本大学院に修士課程と博士課程を置く。
- 2 修士課程は広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 3 博士課程は専攻分野において、研究者として自立して研究活動を行い、又は高度に 専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を 養うことを目的とする。
- 4 専攻の目的は別に定める。

(修業年限等)

- 第4条 本大学院の修士課程の標準修業年限は2年、後期3年のみの博士課程の標準修業年限は3年とする。
- 2 本大学院に在学できる最長年数は、修士課程にあっては 4 年、後期 3 年のみの博士 課程にあっては 6 年とする。

ただし、修士課程(通信教育)に在学できる最長年数は6年とする。

(研究科)

第5条 本大学院に次の研究科、専攻及び課程を置く。

社会福祉学研究科

社会福祉学専攻修士課程 (通信教育)

心理臨床専攻修士課程

医療・福祉マネジメント研究科

医療・福祉マネジメント専攻修士課程

国際社会開発研究科

国際社会開発専攻修士課程 (通信教育)

看護学研究科

看護学専攻修士課程

スポーツ科学研究科

スポーツ科学専攻修士課程

福祉社会開発研究科

社会福祉学専攻博士課程

福祉経営専攻博士課程

国際社会開発専攻博士課程 (通信教育)

- 2 福祉社会開発研究科は、後期3年のみの博士課程(以下「博士課程」という)とする。
- 3 福祉社会開発研究科国際社会開発専攻博士課程(通信教育)に関する規程は、別に定める。
- 4 社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程(通信教育)に関する規程は、別に定める。
- 5 国際社会開発研究科国際社会開発専攻修士課程(通信教育)に関する規程は、別に定める。 (収容定員)

第6条 各研究科の収容定員は次のとおりとする。

研究科	専 攻	入学定員	収容定員
九人与礼兴开办到	社会福祉学専攻修士課程(通信教育)	30 名	60名
社会福祉学研究科	心理臨床専攻修士課程	10 名	20名
医療・福祉マネジメント 研究科	医療・福祉マネジメント専攻修士課程	30 名	60名
国際社会開発研究科	国際社会開発専攻修士課程(通信教育)	25 名	50 名
看護学研究科	看護学専攻修士課程	10 名	20名
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻修士課程	10 名	20名
	社会福祉学専攻博士課程	8名	24 名
福祉社会開発研究科	福祉経営専攻博士課程	2名	6名
	国際社会開発専攻博士課程(通信教育)	4名	12名

第2章 授業科目及び履修方法

(教育方法)

第7条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という)によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第8条 大学院の課程において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間 その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、 教育を行うことができる。

(授業科目・研究指導及び単位数)

- 第9条 各研究科における授業科目、単位数は別表1のとおりとする。履修方法は各研 究科において別に定める。
- 2 本学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目に ついては、別に定める。

(研究指導)

- 第10条 研究科委員会は、研究指導のために、各学生ごとに指導教員を定める。
- 2 研究指導およびその履修方法については、各研究科において別に定める。 (単位の計算方法)
- 第11条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。
 - (1) 講義・演習については、1時間の講義・演習に対し、教室外の2時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の講義・演習をもって1単位とする。
 - (2) 実習については、毎週3時間15週の実習をもって1単位とする。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第12条 研究科委員会において教育研究上有益と認めたときは、本大学院の第1年次に入学した者が、入学前に大学院において学修及び修得した単位は、本大学院で修得した単位として認定することができる。その単位数は、各研究科において別に定める。 (他の研究科・専攻又は他の大学院における授業科目の履修)
- 第13条 研究科委員会において教育研究上有益と認められたときは、本大学院の定めるところにより、本大学院の他の研究科又は専攻、若しくは他の大学院の授業科目を、当該大学院研究科・専攻とあらかじめ協議の上、履修させることができる。その単位数は、各研究科において別に定める。
- 2 前項により履修した授業科目の単位は、所属する研究科・専攻において履修したものとみなすことができる。その単位数は、各研究科において別に定める。 (留学)
- 第 14 条 研究科委員会において教育研究上有益と認めたときは、外国における正規の 高等教育機関で、学位授与権を有する大学の大学院、又はこれに相当する教育研究機 関とあらかじめ協議の上、当該大学院等の授業科目を履修させることができる。
- 2 留学期間は修業年限及び在学年数に算入できる。
- 3 留学により履修した授業科目の単位は、前条において履修した単位とあわせて 10 単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。 (他の大学院等における研究指導)
- **第15条** 研究科委員会は、修士課程について、指導教授が教育研究上有益と認めたときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上、当該大学院又は研究所等において研究指導を受けることを許可することができる。

- 2 前項に規定する研究指導を受ける期間は、1年以内とする。 (資格)
- 第16条 社会福祉学研究科心理臨床専攻で公認心理師国家試験受験資格を取得しようとする者は、公認心理師法及び同法施行規則に定める、所定の要件を満たした者が、所要の単位を修得しなければならない。資格取得に係る履修に関する規則は別に定める。
- 2 スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻で教員免許状授与の所要資格を取得しよ うとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位 を修得しなければならない。ただし、本大学院入学前に中学校教諭一種免許状(保 健体育)、高等学校教諭一種免許状(保健体育)を有する者に限る。

本大学院において取得できる教員免許状の種類(教科)は、次のとおりとする。

研究科	専攻	教員免許状の種類	免許教科
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	中学校教諭専修免許状	保健体育
		高等学校教諭専修免許状	保健体育

第3章 試験・課程修了の認定及び学位の授与

(単位の認定)

- 第17条 履修授業科目に対する単位の認定は、試験又は研究報告等の結果、第18条に 定める合格の評価を受けたものに対して行う。
- 2 履修授業科目を受講し合格の評価を得ても、学費未納除籍又は学費未納退学となった者は、単位認定を受けることができない。

(試験)

- **第18条** 授業科目の試験は研究科委員会が定める方法により、適当と認められる時期 に行う。
- 2 やむを得ない理由で前項に定める試験を受けることができなかった者は、研究科委 員会の承認を得て追試験を受けることができる。

(成績評価)

- 第19条 試験成績及び学位論文審査の評価、判定は、次のとおりとする。
- (1)科目試験

評価	判定
A	合格
В	合格
С	合格
D	不合格

(2)論文審査

①修士課程

評価	判定
S	合格
A	合格
В	合格
С	合格
D	不合格

②博士課程

判定
合格
不合格

2. 本条第1項第1号に規定する評価以外に、研究指導科目や単位認定科目等に合格した場合は「G(合格)」で評価することがある。また、入学前に大学院等で修得した科目等を認定された場合は「N(認定)」で評価する。

(修士課程の修了要件)

- 第20条 修士課程に2年以上在学し、別に定める履修方法に従い、医療・福祉マネジメント専攻、看護学専攻、及びスポーツ科学専攻においては30単位以上、心理臨床専攻においては41単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出しその審査及び最終試験に合格することを、同課程の修了要件とする。
- 2 特に優れた研究業績を上げた者の在学期間は、前項の規定に関わりなく修士課程に 1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 修士論文は、各研究科委員会が適当と認めた場合に限り、当該専攻分野に関する特定の課題の研究成果(医療・福祉マネジメント専攻にあってはリサーチペーパー)の審査をもって前項の修士論文に代えることができる。ただし、医療・福祉マネジメント専攻でリサーチペーパーをもって修士論文に代える場合は、34単位以上を修得しなければならない。

(博士課程の修了要件)

- **第21条** 博士課程に3年以上在学し、当該研究科の定める所定の科目を履修し、かつ 必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出しその審査及び最終試験に合格すること を、同課程の修了要件とする。
- 2 特に優れた研究業績を上げた者の在学期間は、前項の規定に関わりなく博士課程に 1年(2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあっては、当該在学期間 を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

(課程修了の認定)

第22条 課程修了の認定は、研究科委員会の議にもとづき学長が行う。 (学位の授与)

第23条 本大学院の修士課程または博士課程を修了した者には、本学学位規則により 学位を授与する。

(学位の区分)

第24条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

研究科	専 攻	学 位
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻修士課程 (通信教育)	修士(社会福祉学)
	心理臨床専攻修士課程	修士(心理臨床)
医療・福祉マネジメント 研究科	医療・福祉マネジメント専攻修士課程	修士(医療・福祉マネジメント)
国際社会開発研究科	国際社会開発専攻修士課程 (通信教育)	修士(開発学)
看護学研究科	看護学専攻修士課程	修士(看護学)
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻修士課程	修士(スポーツ科学)
	社会福祉学専攻博士課程	博士(社会福祉学)
5	福祉経営専攻博士課程	博士(福祉経営)
福祉社会開発研究科	国際社会開発専攻博士課程 (通信教育)	博士(開発学)

第4章 学年・学期及び休業日

(学年)

第25条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第26条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月15日まで

後学期 9月16日から翌年3月31日まで

- 2 学長が必要と認めた場合は、前項の期間を臨時に変更することができる。 (休業日)
- 第27条 休業日を次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める日
 - (3) 本学創立記念日 6月6日
 - (4) 春季休業日

- (5) 夏季休業日
- (6) 冬季休業日
- 2 学長が必要と認めた場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 学長は第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。
 - 第5章 入学・休学・復学・転学・退学・除籍及び満期退学

(入学の時期)

第28条 入学の時期は、学年始とする。ただし、教育上必要がある場合には後期の始とすることができる。

(修士課程の入学資格)

- **第29条** 本大学院の修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本大学院において、大学に3年以上在学し所定の単位を優れた成績をもって修得 したものと認めた者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の 学力があると認めた者で、22歳に達した者
- (7) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (博士課程の入学資格)
- **第30条** 本大学院の博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- (5) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第31条 入学志願者は所定の入学願書に第8章第50条に定める入学検定料及び指定する書類を添えて所定の期日までに願い出なければならない。

(入学者の選考)

第32条 入学志願者に対し選考試験を行う。

(入学手続)

- **第33条** 前条により入学を許可された者は、指定の期日までに在学誓書及び所定の書類を提出し、第51条に定める学費を納めなければならない。
- 2 入学を許可された者が前項に定める手続きを行わないときは、入学許可はその効力を失う。

(二重学籍の禁止)

- 第34条 学校教育法に定める他の大学院、大学、短期大学等に正規学生、専攻科生、 別科生、研究生として在籍する者は、本学大学院に正規学生又は研究生として入学で きない。
- 2 本学大学院に正規学生又は研究生として在籍する者は、学校教育法に定める他の大学院、大学、短期大学等の正規学生、専攻科生、別科生、研究生として在籍できない。 (休学)
- **第35条** 疾病又はやむを得ない理由により1学期間以上就学することができない者に対して休学を許可することがある。
- 2 休学の許可を受けようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証 人連署の上願い出なければならない。

(休学期間)

- **第36条** 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、休学期間 の延長を認めることがある。
- 2 休学期間は通算して、修士課程においては 2 年、博士課程においては 3 年を超える ことができない。ただし、特別の事情がある場合には通算休学期間の延長を認めるこ とがある。
- 3 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第37条 休学期間が満了した者及び休学期間満了以前に復学しようとする者は、保証 人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

(転入学)

- **第38条** 他の大学院の学生が、所属の大学の承認書を添えて本大学院に転学を志願したときは、学年の始めに限り、選考の上、これを許可することがある。
- 2 前項の転入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間 については、研究科委員会において審査の上、その一部または全部を認める。 (転学)
- **第39条** 本大学院の学生が、他の大学院に転学を志願しようとするときは、あらかじめ許可を得なければならない。

(退学)

- **第40条** 疾病又はやむを得ない理由により退学しようとする者は、医師の診断書又は 詳細な理由書を添えて、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。 (除籍)
- 第41条 次の各号の一に該当する者は除籍する。
 - (1) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (2) 第4条第2項に定める在学年数を超えた者
 - (3) 第36条に定める休学期間を超えてなお復学できない者
 - (4) 死亡した者

(再入学)

- **第42条** 第40条により退学した者又は前条第1号により除籍された者が、1年以内に 保証人連署をもって再入学を願い出たときは、選考の上再入学を許可することがある。 (満期退学)
- 第43条 本大学院研究科博士課程に3年以上在学し、学位請求論文執筆資格審査に合格 しその資格を有する者の退学を満期退学という。
- 2 満期退学した者は、最初に博士課程に入学した日から学位申請のために再入学した 日の属する学期末までの期間が6年以内(休学期間を含まず)である場合に限り、再入 学して課程による博士学位の授与申請ができるものとする。
 - 第6章 研究生・委託生・特別聴講生・科目等履修生・外国人留学生

(研究生)

- **第44条** 本大学院において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、 教育・研究に支障のない限り選考の上、研究生として許可する。
- 2 研究生を志願することのできる者は、大学院修了者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究生の検定料等納付金については別表 2 のとおりとする。 (委託生)
- 第45条 公共団体又は他の機関より本大学院の特定の授業科目について、修学を委託されたときは、選考の上委託生として入学を許可する。
- 2 委託生として採用できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 委託生の検定料等納付金については別表3のとおりとする。 (特別聴講生)
- **第46条** 研究科委員会においてあらかじめ他大学の大学院と協議して、双方の承認が得られたときは、他大学の大学院学生で本大学院の授業科目を履修しようとする者を特別聴講生として聴講を許可することがある。

- 2 前項により履修できる単位は10単位を限度とする。
- 3 特別聴講生の検定料等納付金については別 表 3 のとおりとする。 (科目等履修生)
- 第47条 本大学院の授業科目のうち、1科目又は数科目を履修し、かつ単位取得を希望する者があるときは、選考の上科目等履修生として入学を許可する。
- 2 科目等履修生が履修した授業科目について、試験を受け合格したときは、所定の単位を与えるものとする。
- 3 科目等履修生の検定料等納付金については別表 4 のとおりとする。 (外国人留学生)
- 第48条 第29条及び第30条に規定する入学資格を取得した外国籍の者で、本大学院に入学を志願する者は、選考の上外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 外国人留学生には、学生に関する規定のすべてを準用する。

第7章 履修証明プログラム

(履修証明プログラム)

- 第49条 本学大学院の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学大学院に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。
- 2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。
- 3 履修証明プログラム履修生の検定料等納付金は、別に定める。
 - 第8章 検定料・学費

(入学検定料)

第50条 入学検定料は別表5のとおりとする。

(学費)

- **第51条** 学費は別表6のとおりとする。
- 2 前項に定めるもののほか、実習費等を徴収することがある。
- 3 休学者(休学期間が学期初めから、学期末までの全期間にわたる場合)については 当該学期の学費は徴収しない。ただし、在籍料を徴収する。在籍料は別表7の通りと する。
- 4 再入学の申請にあたっては、別表8に定める再入学審査料を納めなければならない。
- 5 学費の納付および学費減免に関する規則は別に定める。

(納付した検定料・学費)

第52条 納付された検定料・学費は一切返還しない。

第9章 賞罰

(表彰)

第53条 学生で他の模範となる行為があった場合は、表彰することがある。

(懲戒)

- **第54条** 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、その情状により次の懲戒を加える。
 - (1) 訓告
 - (2) 停学
 - (3) 退学
- 2 前項第3号の退学は、次の各号の一に該当する者に対して命ずる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り卒業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第10章 教員組織及び運営組織

(指導教員)

- **第55条** 本大学院における授業及び研究指導は、主として本大学の教授が担当するものとし、准教授がこれを担当することができるものとする。
- 2 大学院担当教員に関する規則は別にこれを定める。

(大学院委員会)

- 第56条 本大学院に大学院委員会を置く。
- 2 本大学院委員会に大学院委員長を置く。
- 3 大学院委員会は次の事項を審議する。
 - (1) 大学院学則等の変更に関する事項
 - (2) その他大学院に関する重要事項
- 4 大学院委員会の運営等に関する事項は別に定める。

(研究科委員会)

- 第57条 本大学院研究科の管理運営のため研究科委員会を置く。
- 2 研究科委員会に研究科長を置く。
- 3 研究科委員会の運営等に関する規則は別に定める。

(研究科委員会の審議事項)

第58条 研究科委員会は次に掲げる事項について審議結果を学長に進達し、学長が 決定する。

- (1) 入学試験に関する事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 課程修了の認定に関する事項
- (4) 学位論文の審査に関する事項
- (5) 学位授与に関する事項
- (6) 学生の身分に関する事項
- (7) 大学院担当教員に関する事項
- (8) 大学評議会が審議し、学長が必要と認める事項
- (9) その他、研究科委員会が必要と認める事項

(事務組織)

第59条 大学院の事務を処理するため、若干名の職員を置く。

第11章 付属施設

(図書館・研究所の利用)

第60条 本大学院学生は、その研究目的を達成するために、本大学の図書館・研究所 を利用することができる。

(厚生保健施設の利用)

第61条 本大学院学生は、大学の保健室、その他の厚生施設を利用することができる。

附則

- 1 この学則は、昭和44年4月1日からこれを実施する。
- 2 この学則は、昭和49年4月1日から改正施行する。

ただし、この学則の施行の際現に在学する者に係わる学費の額は、改正後の学則(以下「新学則」という。)第27条第1項の規定にも関わらず従前の例による。

なお、この学則の施行の日以後において、再入学及び復学をした者に係わる学費の額は、新学則第27条第1項の規定に関わらず、当該者の属する年次の在学者に係わる額と同額とする。また、入学検定料の額は昭和48年10月1日より改正施行するものとする。

- 3 この学則は、昭和49年10月1日から一部改正施行する。
- 4 この学則は、昭和50年4月1日から一部改正施行する。
- 5 この学則は、昭和50年10月20日から一部改正施行する。
- 6 この学則は、昭和51年10月1日から一部改正施行する。
- 7 この学則は、昭和53年4月1日から一部改正施行する。

ただし、入学検定料の額は昭和52年10月1日から改正施行するものとする。

8 この学則は、昭和54年4月1日から改正施行する。

ただし、この学則の施行の際現に在学する者に係わる学費の額は、改正後の学則(以下「新学則」という。)第27条第1項の規定にも関わらず従前の例による。

なお、この学則の施行の日以後において、再入学及び復学をした者に係わる学費の額は、新学則第27条第1項の規定に関わらず、当該者の属する年次の在学者に係わる額と同額とする。また、入学検定料の額は昭和53年10月1日から改正施行するものとする。

- 9 この学則は、昭和54年10月1日から一部改正施行する。
- 10 この学則は、昭和56年4月1日から一部改正施行する。
- 11 この学則は、昭和56年10月1日から一部改正施行する。
- 12 この学則は、昭和57年4月1日から改正施行する。

ただし、この学則の施行の際現に在学する者に係わる学費の額は、改正後の学則(以下「新学則」という。)第27条第1項の規定にも関わらず従前の例による。

なお、この学則の施行の日以後において、再入学及び復学をした者に係わる学費の額は、新学則第27条第1項の規定に関わらず、当該者の属する年次の在学者に係わる額と同額とする。

- 13 この学則は、昭和58年4月1日から一部改正施行する。
- 14 この学則は、昭和59年4月1日から改正施行する。

ただし、この学則の施行の際現に在学する者に係わる学費の額は、改正後の学則(以下「新学則」という。)第27条第1項の規定にも関わらず従前の例による。

なお、この学則の施行の日以後において、再入学及び復学をした者に係わる学費の額は、新学則第27条第1項の規定に関わらず、当該者の属する年次の在学者に係わる額と同額とする。

- 15 この学則は、昭和60年10月1日から一部改正施行する。
- 16 この学則は、昭和 61 年 10 月 1 日から一部改正施行する。
- 17 この学則は、昭和63年4月1日から改正施行する。

ただし、この学則の施行の際現に在学する者に係わる学費の額は、改正後の学則(以下「新学則」という。)第27条第1項の規定にも関わらず従前の例による。

なお、この学則の施行の日以後において、再入学及び復学をした者に係わる学費の額は、新学則第27条第1項の規定に関わらず、当該者の属する年次の在学者に係わる額と同額とする。

- 18 この学則は、平成元年10月1日から一部改正施行する。
- 19 この学則は、平成2年4月1日から改正施行する。平成元年度以前の入学者は従前の例による。なお、この学則施行の日以後において、再入学及び復学をした者に係わる学費は新学則第28条第1項の規定に関わらず、当該者の属する年次の在学者に係わる額と同額とする。
- 20 この学則は、平成2年10月1日から一部改正施行する。

- 21 この学則は、平成3年4月1日から一部改正施行する。
- 22 この学則は、平成4年4月1日から改正施行する。
- 23 この学則は、平成5年5月1日から改正施行する。
- 24 この学則は、平成6年4日1日から改正施行する。
- 25 この学則は、平成7年4月1日から改正施行する。
- 26 この学則は、平成8年4月1日から改正施行する。

平成7年度以前の入学者は、第46条を除き従前の例による。

また、第8条については平成7年度以前の学生にも適用するが、入学年度による適 用範囲は別に定める。

- 27 この学則は、平成9年4月1日から改正施行する。 平成8年度以前の入学者は、第46条を除き従前の例による。
- 28 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から改正施行する。 平成 9 年度以前の入学者は、第 46 条を除き従前の例による。
- 29 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から改正施行する。 平成 10 年度以前の入学者は、第 47 条については別に定める。
- 30 この学則は、平成11年12月18日から改正施行する。
- 31 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から改正施行する。 平成 11 年度以前の入学者については、第 8 条の適用範囲を別に定める。
- 32 この学則は、平成13年4月1日から改正施行する。
- 33 この学則は、平成14年4月1日から改正施行する。
- 34 この学則は、平成15年4月1日から改正施行する。
- 35 この学則は、平成16年4月1日から改正施行する。
- 36 この学則は、平成17年4月1日から改正施行する。
- 37 この学則は、平成18年4月1日から改正施行する。
- 38 この学則は、平成19年4月1日から改正施行する。

ただし、社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士前・後期課程、情報・経営開発研究 科博士前・後期課程及び国際社会開発研究科国際社会開発専攻博士前・後期課程(通信教育)の平成18年度以前の入学者については従前の例による。

また、社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士後期課程、情報・経営開発研究科博士 後期課程及び国際社会開発研究科国際社会開発専攻博士後期課程(通信教育)は、本 学則第5条の規程に関わらず平成21年3月31日に当該専攻に在籍する者が当該専 攻に在学しなくなり、かつ第41条に定める満期退学者の課程博士の学位申請期間が 失効するまで存続するものとする。

なお、情報・経営開発研究科情報・経営開発専攻博士前期課程は、本学則第5条の 規程に関わらず、平成20年3月31日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在学し なくなるまで存続するものとする。

- 39 この学則は、平成20年4月1日から改正施行する。
- 40 この学則は、平成21年4月1日から改正施行する。

なお、社会福祉学研究科福祉マネジメント専攻修士課程、福祉経営・環境情報研究 科福祉経営専攻修士課程及び人間環境情報専攻修士課程の平成20年度以前の入学者 については従前の例による。ただし、社会福祉学研究科福祉マネジメント専攻修士課 程の授業科目・単位数は、当該年度の「社会福祉学研究科授業科目履修規程」の定め るところによる。

- 41 この学則は、平成22年4月1日から改正施行する。
- 42 この規則は、平成23年4月1日から改正施行する。
- 43 この規則は、平成24年4月1日から改正施行する。
- 44 この規則は、平成25年4月1日から改正施行する。
- 45 この規則は、平成26年4月1日から改正施行する。
- 46 この規則は、平成26年6月30日から改正施行する。

なお、社会福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程、国際社会開発研究科国際社会開発 発専攻修士課程(通信教育)の平成 26 年度以前の入学者については従前の例による。

- 47 この規則は、平成27年4月1日から改正施行する。
- 48 この規則は、平成28年4月1日から改正施行する。
- 49 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する。なお、平成 28 年度以前の入 学者は、従前の例による。
- 50 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。 なお、平成 29 年度以前の入 学者は、従前の例による。
- 51 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。なお、平成 30 年度以前の入 学者は、従前の例による。
- 52 この学則は、令和2年4月1日から改正施行する。
- 53 本学則は、令和3年4月1日から改正施行する。
- 54 本学則は、令和5年4月1日から改正施行する。
- 55 本学則は、令和6年4月1日から改正施行する。
- 56 本学則は、令和7年4月1日から改正施行する。

別表 1-(1) (第9条関係) 社会福祉学研究科 心理臨床専攻修士課程授業科目

別表 I-(Ĭ) (第	9条関係)在会俻仙字研究科 心埋臨床界攻修士課程授業科目	S. F. F.
		単位
	[臨床心理学の基礎理論と基礎技法を学ぶ科目群]	
	臨床心理学特論	4
	臨床心理面接特論 I (心理支援に関する理論と実践)	2
	臨床心理面接特論Ⅱ	2
	臨床心理査定演習 I (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2
臨床心理	臨床心理査定演習Ⅱ	2
基礎必修科目	臨床心理基礎実習	2
	臨床心理実習 I -① (心理実践実習)	2
	臨床心理実習 I -②(心理実践実習)	4
	臨床心理実習 I -③ (心理実践実習)	2
	臨床心理実習 I -④ (心理実践実習)	2
	臨床心理実習Ⅱ	1
	[臨床心理学研究法と統計的手法を学ぶ科目群]	
	心理学研究法特論	2
	心理統計法特論	2
	「人格と発達を学ぶ科目群〕	
	人格心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	2
	教育臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	2
	[心理臨床と社会の関わりを学ぶ科目群]	
	家族・集団・地域支援特論(家族関係・集団・地域社会における心	2
臨床心理	理支援に関する理論と実践)	
選択必修科目	犯罪心理および被害者支援特論(司法・犯罪分野に関する理論と支	2
	援の展開)	
	産業・労働心理学特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2
	[心の病理と生涯発達を学ぶ科目群]	
	精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2
	発達臨床心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	2
	心の健康教育特論(心の健康教育に関する理論と実践)	2
	[心理療法と地域的援助を学ぶ科目群]	
	心理療法特論	2
	投映法特論	2
	[臨床心理学の近接領域としての社会福祉基礎理論・社会福祉臨床	_
	を学ぶ科目群	
社会福祉関係	ソーシャルワーク論	2
選択推奨科目	精神保健福祉論	2
	福祉サービスマネジメント概論	2
사용되어 건머스로	1 12 1100	2
公認心理師 必修科目	臨床心理実習 I -⑤ (心理実践実習)	1
研究指導科目	心理臨床研究演習 I	2
	一心理臨床研究演習Ⅱ	4

別表 1-(2)(第 9 条関係)

医療・福祉マネジメント研究科 医療・福祉マネジメント専攻修士課程

	区 分	授業科目名	単位
	大学院共通科目	私の研究テーマと研究方法 研究方法概論 I 研究方法概論 II 先端老年社会科学講座 統計解析講座 多職種連携実践 I 多職種連携実践 II	2 1 1 1 1 2 2
講義	医療・福祉 実践科目	ケースメソッド基礎 ケースメソッド演習 多職種連携概論 プログラム評価論 スーパービジョン論 ケアマネジメント論 人材マネジメント論	1 2 2 2 2 2 2 2
	医療・福祉 専門科目	ソーシャルワーク論 地域福祉論 医療・福祉マネジメント 家族と社会保障 医療・福祉政策と経済 暮らしと医療福祉制度 多文化共生とディスアビリティ リハビリテーション特論 I リハビリテーション特論 I は社と疾病 福祉と介護 人権とダイバーシティ	2 2 2 2 2 2 2 1 1 1 1
演習	演習科目	専門演習 I 専門演習 II	4 4
研究 指導	研究指導科目	研究基礎 特別研究	2 4

別表 1-(3) (第 9 条関係)

看護学研究科 看護学専攻修士課程

	区分	授 業 科 目 名	単位
	共通科目	看護学研究方法特論 I 看護学研究方法特論 II 看護教育特論 看護理論特論 保健医療福祉システム特論 家族支援特論 地域協働特論 国際フォレンジック看護学特論	2 2 2 2 2 2 2 2
	看護方法学	看護方法学特論	2
	領域	看護方法学実践論	2
	中工手类	看護方法学特論演習	4
	成人看護学 領域	成人看護学特論 成人看護学実践論	2 2
	[4
	 精神看護学	精神看護学特論	2
	領域	精神看護学実践論	2
-	154.54	精神看護学特論演習	4
専	地域看護学	地域看護学特論	2
門到	領域	地域看護学実践論	2
科目		地域看護学特論演習	4
	老年看護学	老年看護学特論	2
	領域	老年看護学実践論	2
		老年看護学特論演習	4
	ウィメンズへ	ウィメンズヘルス看護学特論	2
	ルス看護学	ウィメンズヘルス看護学実践論	2
	領域	ウィメンズヘルス看護学特論演習	4
	小児看護学	小児看護学特論	2
	領域	小児看護学実践論	2
	77 XI	小児看護学特論演習	4
	研究科目	特別研究	8

別表 1-(4) (第 9 条関係) スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻修士課程授業科目

	区分	授業科目名	単位
基礎科目	スポーツ ふくし・文化 科目群	スポーツ共生社会特論 スポーツインテグリティ特論 障害者スポーツ実践特論 発育発達学特論	2 2 2 2 2
専門の	身体運動・ コーチ科学 科目群	身体運動学特論 スポーツコーチング特論 スポーツ心理学特論 スポーツメンタルトレーニング特論 実践トレーニング特論 環境生理学特論 スポーツ理学療法学特論 スポーツ医学特論 スポーツ医学特論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
科目	スポーツ人 文・社会科学 科目群	スポーツ哲学特論 スポーツ史特論 スポーツ社会学特論 スポーツビジネス特論 スポーツマネジメント特論 スポーツ人類学特論 保健体育科教育特論	2 2 2 2 2 2 2
展開	身体運動・ コーチ科学 科目群	スポーツコーチング演習 A スポーツコーチング演習 B	2 2
科目	スポーツ人 文・社会科学 科目群	スポーツフィールドスタディ演習 A スポーツフィールドスタディ演習 B	2 2
研究指導科目		スポーツ科学研究 I スポーツ科学研究Ⅲ スポーツ科学研究Ⅲ スポーツ科学研究Ⅳ	2 2 2 2
(大:	自由科目 学院共通科目)	研究方法概論 I 研究方法概論 II 先端老年社会学講座 統計解析講座	1 1 1

別表 1-(5) (第 9 条関係) 福祉社会開発研究科 社会福祉学専攻博士課程授業科目 <授業科目 >

科目名	単位	備考
福祉社会開発研究方法論特講 福祉社会開発政策·実践論特講	2 2	選択科目
先端老年社会科学講座 統計解析講座	1	選択科目 (大学院共通 科目)

<研究指導科目>

科目名	備考
社会福祉特別研究	

別表 1-(6) (第 9 条関係) 福祉社会開発研究科 福祉経営専攻博士課程授業科目 <授業科目 >

科目名	単位	備考
福祉社会開発研究方法論特講 福祉社会開発政策・実践論特講	2 2	選択科目
先端老年社会科学講座 統計解析講座	1 1	選択科目 (大学院共通 科目)

<研究指導科目>

科目名	備考
医療福祉経営特別研究	

別表 2 (第 44 条関係)

検	定	料	10,000 円
入	学	金	20,000 円
研	究	料(年額)	60,000 円

別表 3 (第 45 条、第 46 条関係)

	委 託 生	特別聴講生
検 定 料	10,000 円	10,000 円
登 録 料	0円	20,000 円
履修料(1科目)	40,000 円	40,000 円

別表 4 (第 47 条関係)

検	定	料	10,000 円
登	録	料	20,000 円
履	修	料(1 単位)	10,000 円

・本学学部在学者の検定料および登録料は半額とする。

別表 5 (第 50 条関係)

入学検定料	35,000 円
-------	----------

別表 6 (第 51 条関係)

社会福祉学研究科 心理臨床専攻 修士課程

入 学 金 (入学時のみ)	200,000 円
授業料(年額)	700,000 円
施設維持費(年 額)	100,000 円
実習費 (年額)	40,000 円

医療・福祉マネジメント研究科 医療・福祉マネジメント専攻 修士課程

入学金((学時のみ)	200,000 円
授 業 料 (生	F額)	680,000 円
施設維持費(年	手額)	100,000 円

看護学研究科 看護学専攻 修士課程

入 学 金 (入学時のみ)	200,000 円
授業料(年額)	800,000 円
施設維持費(年 額)	150,000 円

スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 修士課程

入 学 金 (入学時のみ)	200,000 円
授業料(年額)	600,000 円
施設維持費(年 額)	142, 500 円

福祉社会開発研究科 社会福祉学専攻 博士課程

入 学 金 (入学時のみ)	200,000 円
授業料(年額)	810,000 円
施設維持費 (年 額)	140,000 円

福祉社会開発研究科 福祉経営専攻 博士課程

入 学 金 (入学時のみ)	200,000 円
授業料(年額)	810,000 円
施設維持費(年 額)	140,000 円

1. 社会福祉学研究科心理臨床専攻、医療・福祉マネジメント研究科医療福祉マネジメント専攻修士課程、看護学研究科看護学専攻修士課程、及びスポーツ科学研究科スポーツ科学専攻修士課程入学金について、本学学部卒業生は半額とする。中央福祉専門学校、高浜専門学校、付属高校の卒業生も同様に適用する。

2. 大学院博士課程入学金について、本学修士課程の修了者は免除する。

別表 7

在籍料(1 学期につき)	30,000 円
--------------	----------

別表 8

再入学審査料	35,000 円
--------	----------